

第72回全国植樹祭広報誌「植樹祭便り・緑のしずく」

創刊号発刊業務

公募型プロポーザル募集要領

令和元年11月

第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会

第72回全国植樹祭広報誌「植樹祭便り・緑のしずく」創刊号発刊業務 公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

令和3年春の第72回全国植樹祭滋賀県開催に向けて、広く一般に広報を行う必要がある。

本業務は、第72回全国植樹祭「広報誌・緑のしずく」の広報効果を最大限にするべく、広報紙面の企画・制作能力に優れた者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 業 務 名：第72回全国植樹祭広報誌「植樹祭便り・緑のしずく」
創刊号発刊業務
- (2) 業務の仕様等：第72回全国植樹祭広報誌「植樹祭便り・緑のしずく」創刊号
発刊業務仕様書のとおり
- (3) 契 約 期 間：契約締結日より令和元年12月27日まで
- (4) 予 定 価 格：336,600円（消費税および地方消費税を含む）以内

3 スケジュール（予定）

項 目	日 程
募集要領の公表・配布	令和元年11月14日(木)～11月22日(金)
参加申込書の受付	令和元年11月14日(木)～11月22日(金)
プロポーザルに関する質問の受付	令和元年11月14日(木)～11月22日(金)
プロポーザルに関する質問への回答	令和元年11月27日(水)
企画提案書の提出期限	令和元年11月29日(金)
企画提案書審査（書類審査）	令和元年12月上旬
審査結果の通知・公表	令和元年12月上旬
業務委託契約の締結	令和元年12月上旬
成果物提出（広報誌納品）	令和元年12月中旬～下旬

4 参加資格

参加申込書および企画提案書（以下「参加申込書等」という。）を提出できる者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県が行う入札について指名停止の措置を受け、参加申込書の受付日において、その措置の期間が継続中の者でないこと
- (3) 参加申込書の受付期間において会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の

規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更正法の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者または再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

- (4) 滋賀県税、法人税、消費税および地方消費税、源泉所得税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (6) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加者名簿に次の種目で登録されている者であること。

大分類：役務 中分類：デザイン 小分類：印刷物の企画編集

なお、新たに競争入札参加者名簿への登録を受けようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。その場合、プロポーザル提出物の受付期限の14日前までに申請のないときは、この公告にかかる手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4314

- (7) 個人情報等の取扱等に留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。

5 募集要領および仕様書の配布

募集要領および仕様書については、滋賀県ホームページからダウンロードし入手すること。（アドレス：<http://www.pref.shiga.lg.jp/syokujusai-shiga2021/html>）
なお、本県の窓口または郵送等での配布は行わない。

6 説明会の開催

本プロポーザルの実施にあたり、説明会は開催しない。

7 プロポーザルへの参加申込み

本プロポーザルへの参加を予定する場合は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① プロポーザル参加申込書（様式1）1部
 - ② 誓約書（様式2）1部
- (2) 提出期限
令和元年11月22日（金）午後5時まで（必着）
- (3) 提出先

下記17の問合せ先に提出すること。

(4) 提出方法

郵送または 持参により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は配達記録が残る一般書留等とし、(2)提出期限必着とする。持参による場合は、土日祝日を除く日の午前9時から午後5時の間とする。

(5) 参加申込書提出後の辞退

参加申込書を提出した者が都合により参加を辞退する場合は、11月29日（金）午後5時までにプロポーザル参加辞退届（様式3）を提出すること。

8 プロポーザルに関する質問

本プロポーザル等に関する質問がある場合は、質問書(様式4)を提出すること。

(1) 提出期間

令和元年11月22日（金）午後5時まで(必着)

(2) 提出先

上記7の(4)と同様

(3) 提出方法

FAXまたは電子メールで提出し、送信した旨を電話にて連絡すること。口頭または電話による質問は受け付けない。

(4) 回答方法

質問書に対する回答は、令和元年11月27日（水）午後5時までに、参加申込書を提出しているすべての者に電子メールで回答する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式5および創刊号提案作品）正本1部、副本4部
- ② 概算費用見積書（任意様式）正本1部、副本4部

(2) 提出書類の記載要領

- ① 企画提案書（任意様式）

仕様書に基づき作成すること。

様式5の提案者欄には正本1部には提案者を記載し、副本には提案者名を記載しないこと。また、創刊号提案作品に提案者名を記載しないこと。

- ② 概算費用見積書（任意様式）

別紙に記載した計画に基づき、第72回全国植樹祭広報誌「植樹祭便り・緑のしずく」創刊号、第2号、第3号、直前号、感謝号までの全5回の発刊業務を実施した場合の経費（令和元年度から3年度まで）を算出し、見積書を提出すること。なお、見積書には1回あたりの経費がわかるように記載すること。

正本1部にのみ提案者名を記載し、副本には提案社名を記載しないこと。

○記載全般に関する留意事項

言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法の法定計量単位によるものとす

る。

(3) 提出期限

令和元年11月29日（金）午後5時まで（必着）

(4) 提出先

上記7の(4)と同様

(5) 提出方法

郵送または持参により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は配達記録が残る一般書留等とし、(3)提出期限必着とする。持参による場合は、土日祝日を除く日の午前9時から午後5時の間とする。

10 企画提案書の審査

提出された企画提案書等に基づき審査する。なお、書類審査とし審査会は開催しない。

11 審査および選定方法

審査員長および各審査員が審査基準に基づき評価採点し、その点数を合計して順位を付け、最も高い合計点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。

12 審査基準

(1) 事項ごとに次のとおり配点する。

① 広報誌タイトルロゴのデザインに関する事項（30点）

② 広報紙面のデザインに関する事項（40点）

③ 広報力に関する事項（20点）

④ 価格に関する事項（10点）

○ 別紙に記載した計画に基づき、第72回全国植樹祭広報誌「植樹祭便り・緑のしずく」創刊号、第2号、第3号、直前号、感謝号までの全5回の発刊業務（令和2年度および令和3年度を予定）を実施した場合の受託見積価格の妥当性（10点）

13 審査結果

(1) 審査結果は、すべての提案者に文書で通知する。

(2) 審査経緯は公表しない。

(3) 審査結果に対する異議申立は受け付けない。

14 契約の締結

上記11により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含むものとする。

協議が不調のときは、上記11により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。

15 その他

- (1) 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合または審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。
- (2) 上記4の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等および虚偽の記載がなされた提案書等は、無効とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出期限後においては、原則記載内容の変更を認めない。
- (5) 選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会に帰属し、無償で当該実行委員会に譲渡するものとする。
- (6) 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- (7) 本プロポーザルによって収集した個人情報については本業務以外には利用しない。
- (8) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

16 問い合わせ先

〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2-1 滋賀県大津合同庁舎6階
(滋賀県琵琶湖環境部全国植樹祭推進室内)
第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会事務局
担当：南出 友浩
TEL：077-528-3970 FAX：077-528-4891
E-mail：zensyoku@pref.shiga.lg.jp

別紙

第 72 回全国植樹祭広報誌発刊計画

1、発刊時期

創刊号 令和元年 12 月
第 2 号 令和 2 年 5 月
第 3 号 令和 2 年 10 月
直前号 令和 3 年 4 月
感謝号 令和 3 年 9 月

2、発刊部数

各号 25,500 部

3、広報誌作成の内容

創刊号と同程度の仕様。〈A 3 判両面カラー印刷（二つ折り）〉
デザインについては、創刊号と統一感のあるデザインとする。

4、第 72 回全国植樹祭広報誌「植樹祭便り・緑のしずく」各号作成における留意事項

- (1) 作成する第 72 回全国植樹祭広報誌「植樹祭便り・緑のしずく」各号の内容は、企画提案書の提案作品から追加、修正を要請することがあります。
- (2) その他の留意事項については、仕様書 6 に記載の「第 72 回全国植樹祭広報誌「植樹祭便り・緑のしずく」創刊号作成における留意事項」(2)～(8)と同様とする。

5、その他留意事項

- (1) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、業務の一部を委託することができる。
- (2) 受託者（再委託を受けた者も含む。）は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (3) 個人情報の保護については十分な注意を図り、流失・損失を生じさせないこと。
- (4) 第 72 回全国植樹祭広報誌「植樹祭便り・緑のしずく」各号の作成にあたっては、第三者のあらゆる権利を侵害しないこと。
なお、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合、当該著作物等の使用に必要な費用の負担および使用許諾契約等に係る一切の手続きは受託者が負うこと。
- (5) 第 72 回全国植樹祭広報誌「植樹祭便り・緑のしずく」各号およびその素材、成果品についての物権および著作権は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き実行委員会に帰属する。

※発刊計画は今後変更する可能性があるが、本プロポーザルの提出書類を作成するにあたっては、変更の可能性は考慮しないものとする。